

陳情の委員会付託（審査）除外基準

令和 7 年 2 月 1 2 日 制定

令和 7 年 7 月 2 日 改正

陳情の委員会付託（審査）除外基準を次のように定める。

議長は、陳情が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委員会付託を要しない旨の意見を付して議会運営委員会に諮問するものとする。ただし、議会運営委員会は必要があると認めるときは、委員会への付託及び付託先委員会を決定することができる。

- (1) 違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 個人の秘密を暴露し、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
- (3) 訴訟係属中の裁判に関するもの及び調停中のもの
- (4) 議員及び職員の身分並びに人事に関するもの
- (5) 市外に住所を有する者（市内に在勤又は在学する者は除く。）又は市外に所在地を有する団体から提出されたもの
- (6) 委員会付託になじまないと議長が認めるもの

附 則

この基準は、令和 7 年 2 月 2 0 日から施行する。

この基準は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。